(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字大森二三九の七七、二三九の七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大森二三九の七七・二三九の七九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町四丁字高野一六一、一六〇(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野一六〇・一六一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町池永字大平二三一二の一、二三一二の二、二三一五の一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平二三一二の一・二三一二の二・二三一五の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市唐桑町浦六六、六七の一七、六七の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字横尾六七の一・六八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第百六十八号

モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数を定める件

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

国土交通大臣　太田　昭宏

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百九十四日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十日	二十四回
浜名湖競走場	二百三日	十二回
蒲郡競走場	百九十八日	十二回
常滑競走場	二百四日	二十四回
津競走場	百九十二日	十二回
三国競走場	百八十八日	十二回
琵琶湖競走場	百八十日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	零日	零回
丸亀競走場	二百四日	二十五回
児島競走場	百九十二日	二十四回
宮島競走場	百九十八日	十七回
徳山競走場	百九十二日	十二回
下関競走場	百八十日	二十四回
若松競走場	百九十二日	二十四回
芦屋競走場	二百日	十二回
福岡競走場	百八十六日	二十四回
唐津競走場	百九十二日	十二回
大村競走場	二百四日	十二回